

むつ市第一類収集運搬業務委託仕様書

1. 業務の趣旨

この業務は、市民の日常生活に直結しており、住民サービスに徹することを第一義とし、安定的にサービスを提供しなければならない。

また、家庭から排出される廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的としている。

2. 業務の実施

この業務は、むつ市（以下「発注者」という。）が指示する業務の範囲内において、事業協同組合の構成員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合し、廃棄物の収集運搬の経験を1年以上有するむつ市一般廃棄物収集運搬業の許可事業者のうちから、実際に業務を実施する者（以下「業務実施者」という。）を定め、「委託業務実施者の届」により発注者に届け出た上で、業務実施者が実施すること。

また、業務実施者を変更する場合、委託業務実施者変更申請書を提出し、市民の混乱を招かないよう、前任者と同ルート、同時間さらには、啓発シールの貼付基準を保つように十分な協議をすること。

3. 業務内容

- (1) 業務実施者は、発注者が指定した場所に分別排出された「もえるごみ」、「もえないごみ」及び「資源ごみのうち缶類」（以下「もえるごみ等」という。）を定められた日に収集し、発注者が指定する施設まで運搬すること。
- (2) 受注者及び業務実施者は、実施する業務の範囲内において、発注者が収集の必要を認めた「もえるごみ等」について、発注者からの指示があった場合、その指示に従わなければならない。
- (3) 受注者及び業務実施者は、発注者が通知する「もえるごみ等」の収集場所の増減又は移動について、その指示に従わなければならない。
- (4) 受注者及び業務実施者は、発注者に対して、冬期間の道路事情による「もえるごみ等」の収集場所の一時的な移動を求めることができる。また、冬期間の道路事情等を理由に、これを補助する目的で使用する車両（以下「補助車両」という。）についても発注者に対し申請することができる。
- (5) 発注者は、業務実施者が「もえるごみ等」の収集を優先して行わなければならない路線を指定することができる。

4. 搬入施設

業務実施者は、収集した「もえるごみ等」を下北地域一般廃棄物等処理施設（以下「アックス・グリーン」という。）へ搬入することとし、その際は、当該施設係員の指示に従わなければならない。

また、アックス・グリーンにおける設備の故障等の理由により、「もえるごみ等」をアックス・グリーンに搬入できない場合、発注者の指示に従わなければならない。

5. 指定地区及び業務の時間等

- (1) 指定地区、収集ごみ種及び収集日は、別紙「むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書」のとおりとする。
- (2) 業務の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。業務時間内に、発注者より再収集の依頼等を受けた場合、発注者の指示に従うこと。
- (3) 休日は、日曜日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）及び発注者が指定した日とする。

6. 機材及び人員

- (1) 業務実施者が業務を行うために使用する車両は、むつ市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている車両で、車体の形状が「塵芥車」であり、最大積載量が 2,000kg 以上の車両又は使用車種規制に適合する車両とする。ただし、補助車両及び点検整備又は修繕の際に一時的に使用する代替車両については、この限りでない。
- (2) 業務実施者は、業務を指導監督する主任者を定め、「委託業務主任者通知書」により発注者に通知しなければならない。
- (3) 業務実施者は、業務に使用する車両 1 台につき 2 名以上（運転手を含む。）の人員を配置し、業務に従事しなければならない。
- (4) 業務実施者は、業務に使用する車両及び人員等について「委託業務使用車両等届出書」により発注者に届け出なければならない。なお、届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに再度、発注者に届け出ること。
- (5) 受注者及び業務実施者は、業務に使用する車両が故障した場合や収集した「もえるごみ等」が発火した場合等、トラブルが発生したときは、速やかに適切な措置を施すとともに、発注者に報告し、指示を受けなければならない。この時発生した修理費用等は受注者の負担となるため、十分注意すること。
- (6) 業務実施者は、業務に使用する車両の前後左右 4 箇所に「むつ市業務委託車」と明示しなければならない。
- (7) 業務実施者は、業務に使用する車両について、自動車損害任意保険（対人無制限、対物 1 千万円以上、搭乗者障害 1 千万円以上）に加入しなければならない。

7. 業務報告

- (1) 受注者は、収集日ごとの委託業務履行状況を記入した「第一類収集運搬業務作業日報」を毎月ごとにまとめ、翌月の 7 日までに発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (2) 受注者は、毎月ごとの委託業務履行状況を指定された「第一類収集運搬業務報告書（月報）」にまとめ、翌月の 7 日までに発注者に必ず提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (3) 業務実施者は、発注者が特に指示するまでの間、一日の業務完了時に、発注者にその旨を報告すること。
- (4) 業務実施者は、自然災害をはじめとする受注者又は業務実施者の責に帰することができない理由により、定められた業務の時間内に発注者が指定する施設に「もえるごみ等」を搬入できない

場合、速やかにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

8. 費用負担

業務の履行に要する費用は、全て受注者又は業務実施者の負担とする。

9. 委託料

- (1) 受注者は、各月の業務終了後、翌月の7日までに請求書を発注者に提出すること。3月については、月末までに提出すること。
- (2) 社会情勢及び発注者の指示による収集運搬経路の変更等、業務内容に変更が生じたことによつて燃料費等の必要経費に増減が生じた場合にあっては、委託料は変更しない。

10. 厳守事項

- (1) 受注者及び業務実施者は、業務を履行するに当たり、服装及び住民への対応等について十分注意を払い、発注者の品位を傷つけ、信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (2) 業務実施者は、業務を履行するに当たり、使用車両後部に乗車してはならない。
- (3) 業務実施者は、業務を履行するに当たり、「もえるごみ等」の飛散や落下、悪臭の発生等を防止するため、車両後部の扉を閉じて「もえるごみ等」を運搬しなければならない。
- (4) 業務実施者は、発注者が指定した場所から「もえるごみ等」を収集した後、「もえるごみ等」の収集場所及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。
特に形状が「アミ」のごみ集積所については、収集後に「アミ」等が強風等で飛散しないように適切にまとめておかなければならない。
- (5) 業務実施者は、収集場所に排出された「もえるごみ等」が、当市におけるごみの分別及び出し方に明らかに適合しない場合、「啓発シール」に収集しない理由と日付を記入し当該ごみ袋にシールを貼付け、その状況・対応を日報に記載すること。また、啓発シールを貼付してから概ね2週間を経過したものは回収すること。ただし、搬入禁止物や、粗大ごみ等の不適切なものについては、発注者に連絡し、指示に従うこと。
- (6) 業務実施者は、本業務に従事している間、本業務以外の廃棄物を収集運搬してはならない。
- (7) 受注者及び業務実施者は、業務を履行するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年むつ市条例第3号。）、道路交通法（昭和35年法律第105号。）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）及びその他の関係法令を遵守し、誠実に業務を履行しなければならない。
- (8) 業務の実施について疑義が生じた場合は市長の指示に従わなければならない。

11. その他

受注者及び業務実施者は、災害等により一時的に大量の廃棄物が発生し、発注者からその収集運搬について協力要請があったときは、最大限の協力をしなければならない。